

給与規程

第1章 総則

(目的)

- 第1条** この規程は、就業規則第3章の規定に基づき従業員の給与について定めるものである。
- 2 従業員の給与に関する基準および手続きに関する事項は、特別の定めをした場合のほかはこの規程の定めるところによる。
- 3 この規程および関連諸規程に定めのない事項については、労働基準法の定めるところによる。

(適用範囲)

- 第2条** この規程は、就業規則第2章の手続きを経て採用された従業員（以下「従業員」という。）に適用する。
- 2 契約社員その他臨時に採用された者等の給与に関する事項は別に定める。ただし、この規程の一部を準用することがある。

(原則)

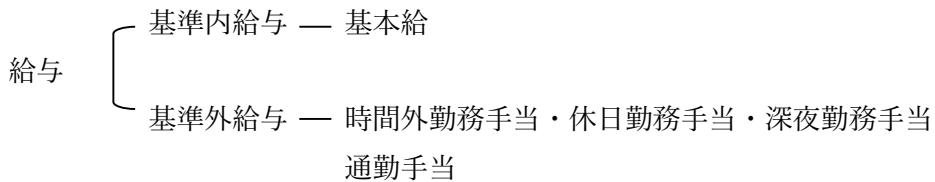
- 第3条** 従業員の給与は、就業規則第7章の定めにより決定する。

第2章 給与

第1節 給与の支払い

(給与の体系)

- 第4条** 給与の体系は次のとおりとする。



(給与の計算期間および支払日)

- 第5条** 給与の内基本給部分は、1日から末日までの分を当月25日に支給し、1日から末日までの時間外勤務手当、休日勤務手当および深夜勤務手当は翌月25日の給与支給日までに精算し支給する。また、通勤手当は第17条により支給する。

- 2 前項の給与支給日当日が休日にあたるとき、あるいは金融機関休業日に当たるときは、その前営業日に支払う。

(非常時払い)

- 第6条** 前条の規定にかかわらず、SOSがやむを得ない事由と認め、従業員から請求があった場合、給与支払日の前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

2 従業員が退職・解雇または死亡した場合で、本人または遺族等の請求があったときは、速やかに本人の権利に属する給与を支払う。

(給与支払の原則)

第7条 給与は、現金支給を原則とするが、本人の申し出により指定する本人名義の銀行、その他の金融機関の口座へ振込むことにより支払うことも可能とする。

(給与の控除)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、給与から控除する。

(1) 法令で定められているもの

(端数処理)

第9条 給与計算上、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げて計算する。

2 勤務時間の計算単位は1分とする。

第2節 基準内給与

(基本給)

第10条 基準内給与の基本給については、月給制とし4月より翌3月まで固定額とする。

(基本給の決定)

第11条 基本給は、業績を勘案し年間予算編成時に決定する。

(基本給の減額)

第12条 従業員が連続して1ヵ月以上欠勤したときは、基本給を減額する。

2 減額の額は、理事長が判断し決定する。

(基本給減額の適用除外)

第13条 前条の規定にかかわらず、従業員が次の各号に該当する場合は、基本給の減額は行わない。

(1) 就業規則第15条、第18条および第21条に定める年次有給休暇、特別有給休暇、育児時間を得た場合

(2) 欠勤につき、やむを得ない事由があると理事長が認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、業務上災害による欠勤で、労働者災害補償保険法その他の法令により保険給付を受ける場合はこの限りではない。

(中途入退社の取扱い)

第14条 従業員が計算期間の中途中退社した場合は、入社以降または退社までの日数について日割計算により基本給を支給する。

(休職者の取扱い)

第15条 従業員が就業規則第34条の規定に基づき休職した場合は、原則として基本給を支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、休職の事情により基本給の全額または一部を支払うことがある。

第3節 基準外給与

(時間外勤務手当・休日勤務手当・深夜勤務手当)

第16条 従業員が、就業規則第5条に定める所定勤務時間を超えて勤務した場合は、労働基準法に準拠し支給する。

(通勤手当)

第17条 通勤に要する交通費は、その者が、会社の定める公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の6ヶ月分の通勤定期代を、効力の発生する前月の給与と合わせて支給する。

2 入退社などの理由により支給期間が6ヶ月を下回る場合は、合理的計算を行い実費支給と通勤定期代を併用し支給する。また、退社により支給された通勤手当の内、未使用期間に応じた残金あるいは通勤定期券を会社に返還するものとする。

3 バス利用については、自己の住居から電車等の最寄り駅までの徒歩による最短距離が2km以上の場合に限る。

4 SOSの指示による勤務地変更の場合、または採用時に勤務地について合意している場合は、第1項の規定にかかわらず通勤実費の全額を支給する。

第3章 賞与

(支給時期)

第18条 賞与は、原則として毎年2回とし夏季6月および冬季12月に支給する。

(支給内容)

第19条 賞与は、業績を勘案し、年間予算編成時に決定する。

第4章 その他

(細則)

第20条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(施行年月日)

付則第1条 この規則は、令和2年10月1日より施行する。

2 改訂履歴

①なし。